



滋 公 委 発 第 6 号  
平成30年（2018年）1月25日

東 さちこ 様

滋賀県公安委員

苦情申出への回答について

お寄せいただきました平成29年10月23日付けのお申出につきまして、調査を行いましたところ、警察本部から、当該職員の事件判断には適切でないものがあったとの報告を受けました。

また、今回の御指摘を真摯に受け止め、適正な事件判断を行うよう注意指導し、必要な事件捜査を行い対応するとの報告を併せて受けました。

公安委員会としましては、今後とも警察職員の管理監督に尽力して参りますので、御理解賜りますようお願いいたします。